

令和8年度藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

会議の名称	令和8年度 第1回 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和8年6月10日(水) 午後4時から午後5時まで
開催場所	藤井寺市役所 3階 305会議室
出席者	委員： 大阪府富田林子ども家庭センター：平山 文 羽曳野警察署：高田 勝哉 大阪法務局富田林支局：初田 佳美 藤井寺市校長会：多田 和彦 藤井寺市学校園PTA連絡協議会：塩田 利果 チーフスクールカウンセラー：伊藤 やよい チーフスクールソーシャルワーカー：黒田 尚美 藤井寺市民生活部協働人権課：尾古貴 智実 藤井寺市いじめ防止対策指導員：奥野 孝二 (順不同・敬称略) 事務局： 教育長：見浪 陽一 教育部部長：村本 匡成、教育部理事：重尾 隆之 学校教育課長：田中 守、学校教育課主幹：池田 圭介
欠席者	なし
会議の議題	藤井寺市の取組について 藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取組について 情報交換及び質疑応答
会議の成立	委員9名中、過半数(9名)の出席があり、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第3項の規定により成立
傍聴者	0名
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開

○事務局

皆さん こんにちは。只今から、令和8年度藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。私は、藤井寺市教育委員会学校教育課 主幹の池田でございます。よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、委員の皆様方には、次の点についてご了解いただきますようお願いいたします。本協議会について、原則公開となっており、本日の傍聴者は 0人です。次に本日の内容につきましては、議事録を作成いたしますため、録音させていただきますので、ご了承ください。

最後に、本日の連絡協議会の内容の中で個人のプライバシーに関する内容が含まれた場合は、守秘義務も含め、適切に対応していただきますようお願いいたします。以上のことについて、委員の皆様方には、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、藤井寺市教育委員会 教育長 見浪よりご挨拶をさせていただきます。見浪教育長、よろしくお願いいたします。

○見浪教育長

皆さんこんにちは。只今ご紹介に預かりました藤井寺市教育委員会教育長の見浪でございます。本日は、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より、本市学校園の教育活動にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本日はいじめ問題対策連絡協議会ということで、一言ご挨拶させていただきます。

いじめに関しては、昨年栃木県の方で暴力動画の拡散がありました。また昨日の新聞には、私学の中高一貫校、高校でいじめの早期対応ができていなかったということで、不作為による損害賠償という記事が掲載されていました。この後、本市のいじめの状況等につきましては、事務局より説明させていただきます。

スマホが普及した頃から、子どもたちは共感力が下がっていると言われていています。他者のつらさに共感し、他者の価値観に則り、その人の視点に立つという力が下がっているということです。こういう力は、人と繋がる中で、人の表情を見たり、人の仕草を見たり、そうした中で培われるものだと思います。

やはり就学前からの人との繋がりの中で、最近言われる非認知の力をしっかり培っていく必要があるのではないかと考えており、スマホやSNSもどういう形で適正にリンクしていくかが課題です。

最近のテレビを見ていると、他人の自分に対する関心や注意から距離を置くということが、最近のZ世代の中に広がっており、若い子たちの間にもスマホ疲れが広がっています。教育委員会や学校でもそのタイミングを逃すことなく、子どもたちがスマホ以外でどのような体験活動、運動、読書などを提供できるかということが重要になってきます。

本日、幅広くいじめ問題についてご意見をいただく場ということでありますので、忌憚のないご意見等をいただいて意義のある会議にしていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。本日は今年度の初会合でございますので、委員としてご就任いただきました皆様方に委嘱状をお渡しさせていただくべきところではございますが、時間的な制約もございますので誠に勝手ながら各委員の皆様方のお席に置かせていただいております。ご了承ください。

第1回の開催は本日でございますが委嘱状のとおり、委員の任期は令和8年4月1日から1年間となっております。

おりますのでよろしくお願いいたします。各座席に配付させていただいております委嘱状に不備はございませんでしょうか。ご確認ください。もし不備がございましたら、後ほどお申し出ください。

では、次第の3に移らせていただきます。ご出席いただいております委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。子ども家庭センターの平山委員様から順次お願いいたします。

【以下、順に自己紹介】

ありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます。

【以下、順に自己紹介】

それでは次第の4、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨等についてご説明させていただきます。

「藤井寺市いじめ防止基本方針の資料3 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例」をご覧ください。

第1条をご覧ください。いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しております。

次に、第2条をご覧ください。本協議会はいじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることに関して協議するとともに、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組を効果的かつ、円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行うものとなっております。

第3条をご覧ください。次に掲げる委員9人以内で組織しております。

最後に、第4条をご覧ください。委員の任期は1年となっておりますので宜しくをお願いいたします。

また、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として本協議会とは別に「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」も設置しております。

「藤井寺市いじめ防止基本方針の資料2 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」をご覧ください。

専門委員会は、ご覧いただいている第2条に掲げているように学校における、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に関すること、重大事態に関すること、いじめに関する適切な措置に関すること、その他、委員会がいじめについて必要と認めることについて、調査審議することとなっております。

令和2年度に、いじめ防止対策推進法の第28条第1項に規定されている重大事態についての調査を行う上で必要な事項を何点か改正しています。

まず1つ目は、いじめ問題専門委員会で調査を行うことになった場合における、委員の第三者性の担保です。第3条にある委員組織の事項について、今まで藤井寺市立小学校又は中学校の代表者、いわゆる校長が入っていたのを除きました。それにより、調査結果に対してより公平性・中立性を担保することで、被害児童生徒や保護者の立場に立った調査が行われることが期待できます。

2つ目は、第6条にありますように重大事態に係る事実関係の調査に当たり、委員会に調査員を置くことが可能としたものです。

3つ目は、調査業務に係る報酬を定めています。その他、第8条には会議の非公開について、さらに第11条には守秘義務について明記しました。

このように本協議会ではいじめ問題についての情報交換及び、連絡調整を、専門委員会では重大事態等も含めた事案や防止対策について調査審議する組織体制をとっております。

学校においては、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職員がアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めているところでございます。本日いただいたご意見をもとに今後の取組にいかせるよう各学校に伝えていきたいと考えております。

それでは、次第の5、会長及び副会長の選出に進ませていただきます。

「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第5条」に規定されておりますとおり、会長及び副会長は委員の互選により定めとなっております。

どなたか、立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

ないようであれば、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

【異議なし】

○事務局

では事務局から提案させていただきます。会長に奥野委員を、副会長に多田委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

【異議なし】

ご異議が無いようですので、奥野委員を会長に、多田委員を副会長として決定いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、奥野会長、多田副会長は座席の移動をお願いいたします。

【奥野会長、多田副会長は座席移動】

ここからは、司会を会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

本協議会の会長を務めさせていただきます奥野でございます。よろしくお願いいたします。

連絡協議会条例第2条にありますように、本協議会が担う事務を皆様と共に協議・情報交換を図りながら、いじめ問題等の克服に取り組んで参りたいと考えております。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

では、次第の6に移ります。「藤井寺市の取組について」を、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

本市重点教育課題の一つが「いじめ防止早期発見」であり、市内全小中学校が一丸となっていじめ防止早期発見に努めるよう指示伝達しております。また、その中で、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起り得る」ことであることを十分認識し、「いじめ防止対策推進法」や「藤井寺市いじめ防止基本方針」に則り「学校いじめ基本方針」に基づき学校組織が一体となって取り組むことを確認しております。本市は、現在、この指示伝達事項をもとに、各学校はいじめの未然防止、早期対応に取り組んでいます。

そこで市教育委員会は小中学校の取組に対する支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣、配置しております。

スクールソーシャルワーカーは昨年度において延べ220回近くの派遣をいたしました。様々ないじめ事案で、学校で開催したケース会議において、スクールソーシャルワーカーを派遣し適切なアセスメントとプランニングを行い、事後指導も含め、いじめの防止や再発防止における学校の支援を行っております。また関係機関とのネットワークの構築や連携・調整を積極的に行い、児童生徒や家庭の支援につなげております。スクールソーシャルワーカーが教職員対象の研修を実施し、生徒指導課題の適切な対応につなげております。

スクールカウンセラーは昨年度、市内全小学校で年間12回配置、市内全中学校で年間35回配置でした。今年度は、小学校への配置回数が増え、小中学校ともに年間35回の配置となりました。そこで、困難や不安を一人で抱え込まず、適切に助けを求められる力を育てることを目的とし、児童生徒に対してスクールカウンセラーによるSOSの出し方に関する教育を全小中学校で実施するなど毎回の配置をより有効に活用し、児童生徒・保護者・教職員に対して相談体制の強化を図り、カウンセリングの中でいじめにつながる相談があった場合は、学校と連携をとりながら、早期対応を行っております。また、いじめも含んだ学校の生徒指導課題対応について、積極的なコンサルティングやケース会議への参加を指示しており、未然防止や早期対応につなげております。

また、教育委員会学校教育課に配置している校長OBのいじめ防止対策指導員は、いじめ防止に向け、分析・研究をするとともに、学校訪問を行い、各校のいじめなどに関する情報集約・助言とともに国や府からの情報提供を行っております。

藤井寺市教育委員会学校教育課指導主事、藤井寺市担当のチーフSC、藤井寺市のチーフSSW、藤井寺市のいじめ防止対策指導員で構成する藤井寺市教育委員会 学校支援チームは、学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の重篤な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止に向けた各校への支援を行っています。

さらに、教育相談機関として、藤井寺市相談ダイヤルを週に3回開設し、子どもや保護者の相談に応じております。そのほかにも相談できる機関として、府や国の相談機関を子どもやその保護者に周知しております。

以上で、藤井寺市の取組について報告とさせていただきます。

○会長

有難うございました。

ただいま説明頂きました内容について、ご質問等はありませんか。

【質問等無し】

では、次第の7に移ります「藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取組について」を、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

まず、現在の藤井寺市立学校のいじめ事案の状況についてご説明いたします。本市では、いじめの積極的な認知とともに組織対応による早期解決の取組を行うよう各校に指導しております。いじめ認知の件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をせず、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりえることと捉えております。重要なのは件数そのものではなく、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境をつくることだと考えています。

資料4をご覧ください。いじめの認知件数は、令和4年度から令和5年度は小学校・中学校ともに減少しましたが、令和5年度から令和6年度、令和6年度から令和7年度は小学校・中学校ともに大きく増加しました。いじめを見逃さず、小さなトラブルについても被害者側の児童生徒の立場に立って、いじめを認知する取組を進めています。また、積極的にいじめを認知できるように、定期的なアンケートの実施や教育相談体制の充実を図っています。今後もいじめの認知を正確に行い、しっかりと対応していくことが大切であると考えています。

いじめ発見のきっかけは、小学校中学校ともに「本人・保護者からの訴え」「学級担任や学級担任以外の教職員が発見した」が特に多くなっています。いじめを早期発見できるように、各学校では児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努め、児童生徒の小さな変化を見逃さず、学校全体で注意深く見守っていく意識を持つことが大切です。

いじめの態様として、多いものに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」等があります。担任の先生をはじめ、そういう場面を確認したときに早期対応できる体制を整えてまいります。また、小学校中学校ともに、「ひどくぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする」等の暴力事案が増加傾向にあります。暴力を容認しない明確な対応をとるとともに、教職員による組織的指導体制のもと、関係機関との連携を密に行い、児童生徒一人ひとりの規範意識を育てる教育を推進しています。

次に、各学校でのいじめ防止のための取組についてご説明いたします。各学校では少しでもいじめを早期に発見し、未然防止につなげていくため、「いじめアンケート」を全児童生徒対象に、各学期に1回以上実施しております。アンケートの実施後、教職員は内容を精査し、教育相談や児童生徒の置かれている状況の把握等を行い、いじめの発見に努めています。また、SCによるSOSの出し方教育を実施し、児童生徒の適切に助けを求める力を育て、早期相談と問題の深刻化予防につなげています。

いじめが認められた場合は、緊急に校内のいじめ対策委員会を開催し、正確な状況把握、心のケア、関係の改善を行いながら事案の解決に努めています。

その際、SC、SSWとの連携も積極的に図るよう各校へ指導しています。

また、いじめの未然防止の観点から、各校において児童生徒の心の育成に取り組んでおります。道徳の授業や児童生徒会活動を通して、いじめは絶対に許さないという集団づくりや、自己肯定感の育成に努めています。

また、気になる児童生徒がいれば家庭訪問等を行い、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職

員のアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めております。
以上報告とさせていただきます。

○会長

有難うございました。

ただいまの説明につきましてご質問等よろしいでしょうか。

【質問等無し】

教育現場で子どもを預かる校長先生でおられる多田副会長から何か補足等がありましたらお願いします。

○副会長

学校は社会性を学ぶ場であり、つまずきやぶつかりを通して、わかりあうことが課題になります。ただ、今の子どもたちは、適切に会話したり受け取ることができなかったり、ちょうど良い距離感を保てなかったりします。学校現場を預かる身としては、安心して学校生活を送ることができる環境を作ることが一番大切なところであり、安心するためには互いに認め合わないといけないし、互いを知らないといけない。藤井寺市内のいろいろな学校で行われていますが、それぞれの人が持つ「もちあじ」を大切に、わかりあうことを大事にしています。また、学期に1回程度全ての児童を対象にアンケートを実施しています。また、気になる子どもに声をかけ、本音で話ができるような雰囲気作りを心がけています。いじめの対応については、小さなことでも保護者に報告し、いじめ対策委員会を開き、情報共有することを大事にしています。

○会長

ありがとうございました。

私からもいじめ防止対策指導員として学校現場で起こっている色々な状況や調査結果を見させて頂いて思うところをお話しさせて頂きたいと思います。

委員さんの中には、藤井寺市のいじめ認知件数を見られて、藤井寺市は大丈夫なのかと感じられた方もいるかもしれませんが、副会長からの話にもあったとおり、今のいじめの定義でいくと、本人が嫌な思いをすれば、それはいじめという形での認知を進めています。そのため、数が多いほど、細かいところまで拾い上げてもらっていると、私や市の教育委員会も考えております。

国の問題行動調査では、卑猥なことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画や画像を撮影送信されるなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされるということが、新たに調査項目に加わりました。こういう中身については、最近報道などでも出ていますので、SNS絡みの相談状況も踏まえ、もし各機関であるようでしたら、取組も含めて教えていただけたらありがたいです。

それでは、次第の8「情報交換及び質疑応答」についてです。各機関等において、普段から取り組まれているいじめ防止の取り組みや対応などについて情報交換を行いたいと思います。先ほども申しました、学校との連携についても情報交換できたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは子ども家庭センターの平山委員の方からお願いいたします。

○子ども家庭センター

いじめに関する相談はそれほど多くありません。昨年度もお伝えしたかもしれませんが、虐待を受けたお子さんの中には、学校で落ち着かなくて、加害行為を行ってしまう子もいます。また、施設に入所しているお子さんたちも携帯電話をある程度持っているので、SNSトラブルが起これば、被害にも加害にもなることがあります。私たちはそのあたりの対応をすることもありますが、解決までに時間がかかり、大きなことになってから対応をしていくのは難しいと感じています。いじめの認知件数には、SNSのトラブルは含まれるのでしょうか。それとも、学校外のこととして含まれないのでしょうか。

○事務局

学校が把握して対応しているものについては、いじめの認知件数にあげています。

○副会長

放課後に学校外で起こった子ども同士のトラブルで、翌日や翌々日に、こんなことをされて、これが嫌だったということがわかって、学校が対応した場合は、いじめ対応事案にあげています。そのため、携帯電話関係でも、後々わかれば、いじめ認知件数に入っています。

○会長

携帯電話に関するトラブルは、子どもたちからもしくはお家の方から情報を得て動くという形になります。実際わかった段階では結構誹謗中傷が広がっているというケースが見られるので、お家との連携という部分が大事なのではないかと感じています。

○法務局

人権擁護活動をしている中で、啓発と相談が大きな柱となっています。相談業務のツールとして、子ども人権110番の電話やSOSミニレター、LINEのチャット相談があります。ミニレターやLINEチャットは、子ども自身がSNSを利用して報告してくることが多いです。電話については、保護者の方が多い印象です。すでに学校に伝えていますが、電話をいただくケースの多くは、実際には学校で動かれているとは思いますが、保護者の立ち位置で見ると、対応が足りないと思われる方のお電話が多いように思われます。

啓発については、特に小学校で人権教室を行っています。「こういうことをしてはいけないよ」というのも、もちろん伝えないといけませんが、些細なことでも良いので、誰でも言える人に頑張って発してみようというのは、主にテーマとしてお話しているケースが多いと思います。

○警察

最近では、SNS絡みの相談が、体感的には月1回くらいのペースで来ています。これまでは、暴行や喧嘩など暴行罪や傷害罪で事件化を進めていたのですが、最近は撮影した動画を拡散することで、侮辱罪や名誉棄損罪がついてくることが多くなっています。また性的画像などが、本人の意図しないところで拡散したという相談が増えています。

小学校や中学校とも情報共有はさせてもらっており、すでに学校のほうで対応していることに加え、保護者がプラスアルファで警察からも直接指導してほしいという相談も年々増えている印象です。警察としてもいじめ動画の拡散については、本部と連携しまして、事件化できるものに関しては積極的に進めています。

OPTA

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させていただき、保護者として感謝しております。ありがとうございます。今のような体制の充実と、いじめが起こった際にどのようにすればよいのかという周知を、さらに図っていただきたいと思いますし、学校だけでなく、保護者も地域も、もっと子どもの変化に気づいていく必要があるのではないかと思います。いじめは加害者にも被害者にも、自分の子どもが周りの子どもがなるなんて想像するだけで悲しいです。

学校の参観後の懇談では、携帯電話に関する話が良く出ます。子どもが携帯電話を持てば、トラブルが起こるのは見えていますが、逆に持っていないといじりが始まることもあり、本当に難しく、保護者の間でも悩んでいます。学校の先生に相談するか、可能であればスクールカウンセラーの先生にもご相談させていただければと思います。

○協働人権課

協働人権課は、いじめの事案に関する直接の相談はありませんが、人権啓発活動と相談業務を主に行っています。人権教室や人権の花活動では、小学校の方に出向いて、人と人との関わり方や、お互いの境界線がどうであるかということについての啓発活動を行っています。男女共同参画社会の目線では、デートDVという項目があり、以前は出前講座として中学校で実施していました。

子どものころから人権意識を養い、情操教育を行っていくことはとても大事であるため、学校の方も忙しいとは思いますが、また啓発活動を受け入れていただければと思います。

○スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、SOSの出し方に関する教育に取り組んでいます。直接いじめを解決することを第1に考えているわけではなく、自分の気持ちを知り、それを言語化するというを行っています。私たちは、いじめられている子にも、いじめている子にもよく個別で会いますが、どういう気持ちであったかや、それはどこから来ているのかということを知りたいと思っています。

また、なぜそう思うのかという問いかけと、それを誰に伝えたいか、どう伝えたいかはその子その子によって違い、この人には言わないでとか相談者が思っていることはいろいろあるため、その気持ちを大事にするようにしています。そして、個別だけでなく、全体にもできるようなプログラムをやっていこうかと、今動いているところになります。

○スクールソーシャルワーカー

社会通念上、誰が聞いてもいいじめだろうと思うものと、法の定義に照らしたいじめとの乖離があるように思います。今の定義でいうと、受けた側が嫌だと思ったらいじめになるということで対応することが学校に求められています。いじめが起こった際の対応で、大人側のメッセージとして「関わらんとき」と言っても、学校生活の中ではクラスが違って遭遇する場面はたくさん出てきます。そんな時に、どう対応するのか、声をかけられた

時にどう返答するのかなどを教えるのが学校の役割になります。

被害の保護者さま、加害の保護者さま、どちらにもお会いするケースはありますが、原則学校ができることは、被害の保護者に対しては支援、加害の保護者に対しては助言になります。先生方と事案を整理をしながら、抽象的ではなく具体的に、保護者や子どもに「このように伝えていきましょう」というのを、会議等を通してさせていただいている状況になります。

○会長

ありがとうございました。ご質問等よろしいでしょうか。

各機関等から貴重なご意見を頂きました。ありがとうございます。

本日いただきました情報等は今後のいじめ防止や取組の参考にして頂きたいと思います。また事務局に置かれましては本市の子どもたちの命を守る観点からも頂いた情報などを活用して頂くようお願いいたします。

続きまして次第の9「事務連絡」についてです。事務局よろしく願いいたします。

○事務局

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。本日の内容につきましては、今後開催予定の専門委員会の中でも情報提供させていただきます。また、令和2年度までは本協議会を年複数回行っておりましたが、令和3年度より年1回の開催としております。今後事務局から個別に相談させていただくこともあるかと思いますが、その際はよろしくお願いいたします。

○会長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして「令和8年度第1回藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」を閉会といたします。

ありがとうございました。